

株式会社ジェイ・イー・サポート  
構造計算適合判定(任意)業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社ジェイ・イー・サポート構造計算適合判定(任意)業務規程(以下「業務規程」という。)第3章に基づき、株式会社ジェイ・イー・サポート(以下「ジェイ・イー」という。)が実施する構造計算適合判定(任意)業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する構造計算適合判定(任意)の申請手数料)

第2条 業務規程第11条に規定する建築物に関する構造計算適合判定(任意)の申請に係る手数料の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 判定手数料は、一の建築物ごとに別に定める額とする。ただし、令第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分(地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む)は、それぞれ別の建築物とみなす。

3 判定書を再交付する場合の手数料は、1通につき5,500円(税込)とする。

(判定手数料の返還)

第3条 ジェイ・イーが収納した判定手数料は返還しない。ただし、ジェイ・イーの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(付則)

平成27年6月1日から施行する。

この規程の施行前の規程は、廃止する。

改定：令和3年4月1日

## 構造計算適合性判定手数料

(単位：円) (税込)

区分 構造上一建築物 の延べ面積	大臣認定プログラム	大臣認定プログラム 以外
1,000㎡以下	181,500	202,400
1,000㎡超 2,000㎡以下	204,600	228,800
2,000㎡超 10,000㎡以下	314,600	356,400
10,000㎡超 50,000㎡以下	390,500	445,500
50,000㎡超	543,400	625,900

(注) 表に掲げる構造上一建築物の延べ面積は、当該敷地内の一の建築物ごとに算定する。

この場合において、当該一の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれを一の建築物とみなして算定する。